

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	9
許認可等の種類	都道府県福祉人材センターの指定			
根拠法令条例等・条項	社会福祉法第93条			
許認可等の概要	社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行う「都道府県福祉人材センター」の指定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされている)</p> <p>【参考】 社会福祉法第93条 都道府県知事は、社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに1個に限り、都道府県福祉人材センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。</p> <p>・社会福祉法第94条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉事業に関する啓発活動を行うこと。 2 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。 3 社会福祉事業を経営する者に対し、第89条第2項第2号に規定する措置の内容に即した措置の実施に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。 4 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。 5 社会福祉事業従事者の確保に関する連絡を行うこと。 6 社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと。 7 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (一度指定を行えば、取り消さない限り、新たな指定事務が生じないため)</p>			
期間の制定根拠	—			